

令和6年8月6日

上田市長 土 屋 陽 一 様

上田市上下水道審議会

会 長 渡 辺 ゆ か かり



水道料金、下水道使用料・農業集落排水施設使用料の改定について（答申）

令和6年4月22日付6経第31号で貴職から諮問された水道料金、下水道使用料・農業集落排水施設使用料の改定について、本審議会は、審議の結果、下記のとおり答申する。

## 記

### 1 答申内容

- (1) 算定期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間とする。
- (2) 水道料金は、平均改定率18.5%引き上げることが適当である。
- (3) 下水道使用料・農業集落排水施設使用料は、平均改定率11.7%引き上げることが適当である。
- (4) 改定時期は、令和7年4月1日とすることが適当である。

### 2 附帯意見

昨今の社会経済情勢や市民生活への影響を考慮し、資産維持率を1%とした資産維持費を算入した料金改定となっているが、将来にわたり安定した経営を確保するには、資産維持率3%の資産維持費を算入した料金とすべきであり、今回の改定率ではまだ不足すると考えられる。今後、必要な料金改定をいたずらに先送りすることのないよう、次回改定時には、資産維持率2%を目安とする資産維持費を算入した料金改定を目指し検討されたい。

# 答 申 書

令和6年8月6日

上田市上下水道審議会

## 上田市上下水道審議会委員 名簿

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 会 | 長 | 渡 | 辺 | ゆ | か | り |
| 副 | 会 | 内 | 川 | 伸 | 生 |   |
| 委 | 員 | 荒 | 川 | 義 | 富 |   |
| 委 | 員 | 大 | 口 | 高 | 生 |   |
| 委 | 員 | 北 | 澤 | 俊 | 幸 |   |
| 委 | 員 | 久 | 保 | 美 | 智 | 子 |
| 委 | 員 | 小 | 林 | 裕 | 子 |   |
| 委 | 員 | 駒 | 村 | 千 | 春 |   |
| 委 | 員 | 櫻 | 井 |   | 讓 |   |
| 委 | 員 | 下 | 平 | 雅 | 伸 |   |
| 委 | 員 | 須 | 長 | 弘 | 二 |   |
| 委 | 員 | 塚 | 原 | 忠 | 一 |   |
| 委 | 員 | 橋 | 詰 | 真 | 由 | 美 |
| 委 | 員 | 藤 | 田 | 憲 | 治 |   |
| 委 | 員 | 藤 | 原 | 紀 | 美 | 江 |
| 委 | 員 | 布 | 施 | 教 | 子 |   |
| 委 | 員 | 堀 | 内 | 吉 | 孝 |   |
| 委 | 員 | 松 | 本 | 美 | 津 | 子 |
| 委 | 員 | 宮 | 尾 | 照 | 枝 |   |

(五十音順)

## 水道料金、下水道使用料・農業集落排水施設使用料の改定について

### 1 はじめに

本審議会は、令和6年4月22日に上田市長から諮問された水道料金、下水道使用料・農業集落排水施設使用料の改定について慎重に審議した。

この中で、上田市上下水道事業の現況と課題を踏まえて、意見交換を行いながら検討を進めた結果、次のとおり答申する。

### 2 答申内容

- (1) 算定期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間とする。
- (2) 水道料金は、平均改定率18.5%引き上げることが適当である。
- (3) 下水道使用料・農業集落排水施設使用料は、平均改定率11.7%引き上げることが適当である。
- (4) 改定時期は、令和7年4月1日とすることが適当である。

### 3 答申理由

上田市の上下水道事業は、令和4年に下水道事業供用開始から50年、令和5年に水道事業給水開始から100年が経過したが、昨今の人口減少と節水機器の普及等により水道料金収入および下水道使用料収入が減少傾向にある。

また、近年のエネルギーコスト・人件費の上昇や、建設資材などの物価高騰により、経営状況は厳しさを増している。

さらに、上田市においては、浄水施設や管路等の更新率や耐震化率が全国平均と比較してかなり低い状況である。令和6年能登半島地震では、上下水道施設の老朽化、脆弱性が甚大な被害をもたらし、復旧への対応の困難さが生活再建に支障をきたしている。これらのことから、地震や台風などの災害に備えるため、施設や管路の耐震化、更新を積極的に進めていく必要がある。

以上のことから、独立採算制を原則とする上下水道事業を持続するためには、経費縮減を継続し、適正な\*資産維持費を含む事業収益の確保に向けた料金改定が必要であると判断した。

なお、上下水道料金の改定率については、今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的なサービスの提供を確保するため、国から通知のあった資産維持率である

3%を標準とし、1%、2%、3%で計算した資産維持費を算入したものを基に検討した。

委員からは、資産維持率について経営状況を鑑み3%とするべきであるという意見や、最低でも2%とするべきであるという意見もあったが、昨今の社会経済情勢や市民生活への影響を考慮し、上下水道事業とも資産維持率1%の資産維持費を算入した改定率とした。

※資産維持費：水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額であり、償却資産額（建物、構築物、機械等）×資産維持率で求められる。

#### 4 附帯意見

昨今の社会経済情勢や市民生活への影響を考慮し、資産維持率を1%とした資産維持費を算入した料金改定となっているが、将来にわたり安定した経営を確保するには、資産維持率3%の資産維持費を算入した料金とすべきであり、今回の改定率ではまだ不足すると考えられる。今後、必要な料金改定をいたずらに先送りすることのないよう、次回改定時には、資産維持率2%を目安とする資産維持費を算入した料金改定を目指し検討されたい。

#### 5 要望事項

- (1) 料金改定実施の際は、積極的な情報公開を行い、十分な周知を図られたい。  
合わせて、上下水道事業のライフラインとしての重要性について、市民へ広報するよう努められたい。
- (2) 市民生活への影響を考えると、料金は据え置かれる方がよいが、料金改定がやむをえないのであれば、次の世代のためにも老朽化対策と地震対策に取り組まれたい。
- (3) 中長期的な視野に立った事業の把握と財源の整合に留意しつつ、経営の効率化に取り組み、内部留保資金を注視しながら、健全経営されるよう努められたい。
- (4) 安全な市民生活を守るため、日常の維持管理を確実にを行い、事故や異常に迅速に対応できる体制を整備しつつ、災害時には早期復旧が可能となるよう、人材育成や関係団体との連携を強化されたい。
- (5) ベテラン職員の大量退職や少子化による担い手不足が指摘されており、計画的な採用、人材育成に努めるとともに対応策としてDX化に努めていただきたい。

6 改定後の水道料金（基本料金、水量料金とも一律18.5%値上げ）

| 量水器<br>の口径 | 基本料金（1月につき） | 水量料金（1 m <sup>3</sup> につき）                     |
|------------|-------------|--|
| 13 mm      | 844円        | 1 m <sup>3</sup> 以上 10 m <sup>3</sup> 以下 72円   |
| 20 mm      | 2,196円      | 11 m <sup>3</sup> 以上 30 m <sup>3</sup> 以下 182円 |
| 25 mm      | 3,897円      | 31 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 以下 204円 |
| 30 mm      | 7,018円      | 51 m <sup>3</sup> 以上 214円                      |
| 40 mm      | 13,888円     | 1 m <sup>3</sup> 以上 214円                       |
| 50 mm      | 24,144円     |  |
| 75 mm      | 53,736円     |  |
| 100 mm     | 98,430円     |  |
| 125 mm     | 156,971円    |  |
| 150 mm     | 211,678円    |  |

7 改定後の下水道使用料（基本使用料、水量使用料とも一律11.7%値上げ）

| 量水器<br>の口径 | 基本使用料<br>（1月につき） | 水量使用料（1 m <sup>3</sup> につき）                      |
|------------|------------------|--|
| —          | 1,438円           | 1 m <sup>3</sup> 以上 10 m <sup>3</sup> 以下 82円     |
|            |                  | 11 m <sup>3</sup> 以上 30 m <sup>3</sup> 以下 202円   |
|            |                  | 31 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 以下 217円   |
|            |                  | 51 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 以下 222円  |
|            |                  | 101 m <sup>3</sup> 以上 300 m <sup>3</sup> 以下 229円 |
|            |                  | 301 m <sup>3</sup> 以上 233円                       |

## 審議の経過

本審議会は、上田市上下水道審議会条例の規定に基づき、令和5年4月1日に設置され、第6回目の審議会で上田市長から水道料金、下水道使用料・農業集落排水施設使用料の改定についての諮問があった。以後4回にわたり提示された資料をもとに活発な協議を重ねながら、慎重に審議を行った。

### 第8期上下水道審議会（上下水道料金改定にかかるとの部分）

| 回   | 開催日       | 内 容  |
|-----|-----------|--|
| 第6回 | 令和6年4月22日 | 1 諮問<br>2 諮問事項について<br>3 諮問事項に係る意見・質問       |
| 第7回 | 令和6年5月23日 | 1 諮問事項に係る意見・質問に対する回答について<br>2 上下水道料金改定について |
| 第8回 | 令和6年6月26日 | 1 諮問事項に係る意見・質問に対する回答について<br>2 上下水道料金改定について |
| 第9回 | 令和6年7月31日 | 1 諮問事項に係る意見・質問に対する回答について<br>2 答申（案）について    |
| 答 申 | 令和6年8月6日  | 上田市長への答申                                   |